

原子力利用における安全対策の強化のための
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等
の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備及び経過措
置に関する政令

読 替 表

改正後条項	準用（適用）条項	頁
第7条(法第4条の2第1項)	第3条	1
第10条(法第11条第2項)	第8条	2
第17条(法第18条第5項)	第16条	3
第19条の3(法第25条の5)	第16条	4
第22条(法第41条の16)	法第40条から第41条の14まで	5
第23条(法第41条の18)	法第40条から第41条の14まで	13
第24条(法第41条の20)	法第40条から第41条の14まで	22
第25条(法第41条の22)	法第40条から第41条の14まで	31
第26条(法第41条の24)	法第40条から第41条の14まで	40
第26条の2(法第41条の26)	法第40条から第41条の14まで	49
第27条(法第41条の30)	法第40条、第41条第2項、第41条の2、第41条の4から第41条の14まで	58
第28条(法第41条の34)	法第40条、第41条第2項、第41条の2、第41条の4から第41条の14まで	66
第29条(法第41条の40)	法第40条、第41条第2項、第41条の2、第41条の4、第41条の7、第41条の10から第41条の14まで	74
第29条の2(法第41条の46)	法第40条、第41条第2項、第41条の2、第41条の4、第41条の7、第41条の10から第41条の14まで	81

平成30年6月

原子力規制庁長官官房放射線規制部門

放射性同位元素等の規制に関する法令の読替表

一 施行令第七条による読替え関係（法第四条の二第一項関係）

（二重線は政令の準用規程による読替え箇所、一重線は政令の読替え規程による読替え箇所）

読 替 後 【施行令】	読 替 前 【施行令】
<p>(<u>廃棄</u>の業の許可の申請)</p> <p>第三条 「準用せず」</p> <p>2 <u>法第四条の二第一項</u>の許可は、<u>廃棄事業所</u>ごとに受けなければならない。</p> <p>3 前項の許可を受けようとする者は、<u>予定事業期間</u>を記載した書類その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。</p>	<p>(<u>使用</u>の業の許可の申請)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 <u>法第三条第一項</u>の許可は、<u>工場又は事業所</u>ごとに受けなければならない。</p> <p>3 前項の許可を受けようとする者は、<u>予定使用期間</u>を記載した書類その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。</p>

二 施行令第十条による読替え関係（法第十一条第二項関係）

（二重線は政令の準用規程による読替え箇所、一重線は政令の読替え規程による読替え箇所）

<p>読 替 後 【施行令】</p>	<p>読 替 前 【施行令】</p>
<p>（許可廃棄業に係る変更の許可の申請）</p> <p>第八条 <u>許可廃棄業者は、法第十一条第二項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 <u>廃棄事業所の所在地</u></p> <p>三 変更の内容</p> <p>四 変更の理由</p>	<p>（許可使用に係る変更の許可の申請）</p> <p>第八条 <u>許可使用者は、法第十条第二項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 <u>工場又は事業所の名称及び所在地</u></p> <p>三 変更の内容</p> <p>四 変更の理由</p>

読 替 後 【施行令】	読 替 前 【施行令】
<p>（運搬に関する確認を要する場合）</p> <p>第十六条 法第十八条第二項に規定する政令で定める場合は、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として原子力規制委員会規則（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）を要する場合にあつては、国土交通省令）で定めるものを運搬する場合とする。</p> <p>（都道府県公安委員会への届出を要する場合）</p> <p>第十七条 法第十八条第五項に規定する政令で定める場合は、放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して公共の安全を確保するための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として内閣府令で定めるものを運搬する場合とする。</p> <p>（都道府県公安委員会間の連絡）</p> <p>第十八条 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係都道府県公安委員会（以下この条において「関係公安委員会」という。）は、次に掲げる措置をとるものとする。</p>	<p>（運搬に関する確認を要する場合）</p> <p>第十六条 法第十八条第二項に規定する政令で定める場合は、放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として原子力規制委員会規則（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）を要する場合にあつては、国土交通省令）で定めるものを運搬する場合とする。</p> <p>（都道府県公安委員会への届出を要する場合）</p> <p>第十七条 法第十八条第五項に規定する政令で定める場合は、放射線障害を防止して公共の安全を確保するための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として内閣府令で定めるものを運搬する場合とする。</p> <p>（都道府県公安委員会間の連絡）</p> <p>第十八条 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係都道府県公安委員会（以下この条において「関係公安委員会」という。）は、次に掲げる措置をとるものとする。</p>

一 出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下この号において「出発地公安委員会」という。）以外の関係公安委員会にあつては、出発地公安委員会を通じて、法第十八条第五項の届出の受理及び同条第六項の指示を行うこと。

二 法第十八条第六項の指示を行おうとするときは、あらかじめ、当該指示の内容を他の関係公安委員会に通知すること。

三 前二号に定めるもののほか、当該運搬について、放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して公共の安全を確保するため、他の関係公安委員会と緊密な連絡を保つこと。

一 出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下この号において「出発地公安委員会」という。）以外の関係公安委員会にあつては、出発地公安委員会を通じて、法第十八条第五項の届出の受理及び同条第六項の指示を行うこと。

二 法第十八条第六項の指示を行おうとするときは、あらかじめ、当該指示の内容を他の関係公安委員会に通知すること。

三 前二号に定めるもののほか、当該運搬について、放射線障害を防止して公共の安全を確保するため、他の関係公安委員会と緊密な連絡を保つこと。

四 施行令第二十二條による読替え関係（法第四十一條の十六による準用関係） 【登録検査機関】

（波線は法律の読替え規程による読替え箇所、一重線は政令の読替え規程による読替え箇所）

読 替 後 【法律】	読 替 前 【法律】
<p>（欠格条項）</p> <p>第四十條 原子力規制委員会は、第四十一條の十五の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一條 原子力規制委員会は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。</p> <p>一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する検査員が第四十一條の十五に規定する施設検査等（以下単に「施設検査等」という。）を行い、その人数が三名以上であること。</p> <p>「イ～二 略」</p> <p>二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任検査員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が施設検査等の管理を行うものである</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四十條 原子力規制委員会は、前條の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一條 原子力規制委員会は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。</p> <p>一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査を行い、その人数が三名以上であること。</p> <p>「イ～二 略」</p> <p>二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任設計認証員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が設計認証等のための審査の管理</p>

こと。

イ 検査員の業務に五年以上従事した経験を有する者

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、別表第二に掲げる者（以下この号において「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

「イハ略」

四 「略」

2 第十二条の八第一項の登録は、登録検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

三 登録を受けた者が行う第四十一条の十五に規定する検査業務（以下単に「検査業務」という。）の内容

四 登録を受けた者が検査業務を行う事業所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

（登録の更新）

を行うものであること。

イ 設計認証員の業務に五年以上従事した経験を有する者

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、別表第一に掲げる者（以下この号において「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

「イハ略」

四 「略」

2 第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

三 登録を受けた者が行う設計認証業務の内容

四 登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

（登録の更新）

第四十一条の二 第十二条の八第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(施設検査等の義務等)

第四十一条の三 登録検査機関は、施設検査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、施設検査等を行わなければならない。

2 登録検査機関は、公正に、かつ、原子力規制委員会規則で定める方法により施設検査等を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録検査機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(検査業務規程)

第四十一条の五 登録検査機関は、検査業務に関する規程(以下「検査業務規程」という。)を定め、検査業務の開始前に、原子力規制委員会の認可

第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(設計認証等のための審査の義務等)

第四十一条の三 登録認証機関は、設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行わなければならない。

2 登録認証機関は、公正に、かつ、第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会規則で定める方法により設計認証等のための審査を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(設計認証業務規程)

第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程(以下「設計認証業務規程」という。)を定め、設計認証業務の開始前に、原子力規制

を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 検査業務規程には、検査業務の実施方法、施設検査等の信頼性を確保するための措置、施設検査等に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした検査業務規程が施設検査等の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検査機関に対し、その検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録検査機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条におい

委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録認証機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条におい

て同じ。) の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。 次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。) を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〇四略」

(検査員等)

第四十一条の八 登録検査機関は、検査員又は主任検査員(以下「検査員等」という。)を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、検査員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検査業務規程に違反する行為をしたとき、又は検査業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、登録検査機関に対し、当該検査員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により検査員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、検査員等となることができない。

て同じ。) の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。 次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。) を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〇四略」

(設計認証員等)

第四十一条の八 登録認証機関は、設計認証員又は主任設計認証員(以下「設計認証員等」という。)を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、設計認証員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは設計認証業務規程に違反する行為をしたとき、又は設計認証業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、登録認証機関に対し、当該設計認証員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録検査機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員(検査員を含む。同項において同じ。)又はこれらの者であつた者は、検査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 検査業務に従事する登録検査機関又はその職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録検査機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録検査機関が第四十一条の三の規定に違反していると認めるときは、その登録検査機関に対し、同条の規定に従つて検査業務を行うべきこと又は施設検査等の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録認証機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員(設計認証員を含む。同項において同じ。)又はこれらの者であつた者は、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 設計認証業務に従事する登録認証機関又はその職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条の三の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定に従つて設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた検査業務規程によらないで施設検査等を行ったとき。
- 四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録検査機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、検査業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による検査業務の実施)

(登録の取消し等)

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程によらないで設計認証等のための審査を行ったとき。
- 四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録認証機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、設計認証業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による設計認証業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第十二条の八第一項の登録をしたときは、当該登録検査機関が行う施設検査等を行わないものとする。

2 原子力規制委員会は、第十二条の八第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による検査業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の八第一項の登録を取り消し、又は登録検査機関に対し検査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録検査機関が天災その他の事由により検査業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、検査業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により検査業務の全部又は一部を自ら行う場合における検査業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録をしたときは、当該登録認証機関が行う設計認証等のための審査を行わないものとする。

2 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による設計認証業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の二第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により設計認証業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、設計認証業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により設計認証業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計認証業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

備考 表中の「」の記載は注記である。

五 施行令第二十二條による読替え関係（法第四十一條の十八による準用関係）【登録定期確認機関】

（波線は法律の読替え規程による読替え箇所、一重線は政令の読替え規程による読替え箇所）

読 替 後 【法律】	読 替 前 【法律】
<p>（欠格条項）</p> <p>第四十條 原子力規制委員会は、第四十一條の十七の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一條 原子力規制委員会は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要となる手続は、原子力規制委員会規則で定める。</p> <p>一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する定期確認員が定期確認を行い、その人数が三名以上であること。</p> <p>「イ～二 略」</p> <p>二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任定期確認員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が定期確認の管理を行うものであること。</p> <p>イ 定期確認員の業務に五年以上従事した経験を有する者</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四十條 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一條 原子力規制委員会は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要となる手続は、原子力規制委員会規則で定める。</p> <p>一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査を行い、その人数が三名以上であること。</p> <p>「イ～二 略」</p> <p>二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任設計認証員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が設計認証等のための審査の管理を行うものであること。</p> <p>イ 設計認証員の業務に五年以上従事した経験を有する者</p>

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、別表第二に掲げる者（以下この号において「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

「イハ略」

四 「略」

2 第十二条の十の登録は、登録定期確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

三 登録を受けた者が行う第四十一条の十七に規定する定期確認業務（以下単に「定期確認業務」という。）の内容

四 登録を受けた者が定期確認業務を行う事業所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

（登録の更新）

第四十一条の二 第十二条の十の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、そ

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、別表第一に掲げる者（以下この号において「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

「イハ略」

四 「略」

2 第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

三 登録を受けた者が行う設計認証業務の内容

四 登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

（登録の更新）

第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつ

の効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(定期確認の義務等)

第四十一条の三 登録定期確認機関は、定期確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、定期確認を行わなければならない。

2 登録定期確認機関は、公正に、かつ、原子力規制委員会規則で定める方法により定期確認を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録定期確認機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(定期確認業務規程)

第四十一条の五 登録定期確認機関は、定期確認業務に関する規程（以下「定期確認業務規程」という。）を定め、定期確認業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

て、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(設計認証等のための審査の義務等)

第四十一条の三 登録認証機関は、設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行わなければならない。

2 登録認証機関は、公正に、かつ、第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会規則で定める方法により設計認証等のための審査を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(設計認証業務規程)

第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程（以下「設計認証業務規程」という。）を定め、設計認証業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 定期確認業務規程には、定期確認業務の実施方法、定期確認の信頼性を確保するための措置、定期確認に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした定期確認業務規程が定期確認の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録定期確認機関に対し、その定期確認業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録定期確認機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、定期確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録定期確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。)を作成し、原子力

2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録設計認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録設計認証機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録設計認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。)を作成し、原子力規制

規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録定期確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録定期確認機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一～四 略」

(定期確認員等)

第四十一条の八 登録定期確認機関は、定期確認員又は主任定期確認員(以下「定期確認員等」という。)を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、定期確認員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは定期確認業務規程に違反する行為をしたとき、又は定期確認業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録定期確認機関に対し、当該定期確認員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により定期確認員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、定期確認員等となることができない。

(秘密保持義務等)

委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一～四 略」

(設計認証員等)

第四十一条の八 登録認証機関は、設計認証員又は主任設計認証員(以下「設計認証員等」という。)を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、設計認証員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは設計認証業務規程に違反する行為をしたとき、又は設計認証業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録認証機関に対し、当該設計認証員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録定期確認機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（定期確認員を含む。同項において同じ。）又はこれらの者であつた者は、定期確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 定期確認業務に従事する登録定期確認機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録定期確認機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録定期確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録定期確認機関が第四十一条の三の規定に違反しているとき、その登録定期確認機関に対し、同条の規定に従つて定期確認業務を行うべきこと又は定期確認の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十一条の九 登録認証機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（設計認証員を含む。同項において同じ。）又はこれらの者であつた者は、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 設計認証業務に従事する登録認証機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条の三の規定に違反しているとき、その登録認証機関に対し、同条の規定に従つて設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録定期確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて定期確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた定期確認業務規程によらないで定期確認を行つたとき。
- 四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録定期確認機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、定期確認業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による定期確認業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第十二条の十の登録をしたときは、当該登録定期確認機関が行う定期確認を行わないものとする。

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録設計認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程によらないで設計認証等のための審査を行つたとき。
- 四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録設計認証機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、設計認証業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による設計認証業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録をしたときは、当該登録設計認証機関が行う設計認証等のための審査を行わないものとする。

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 原子力規制委員会は、第十二条の十の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による定期確認業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の十の登録を取り消し、又は登録定期確認機関に対し定期確認業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録定期確認機関が天災その他の事由により定期確認業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があるとき、定期確認業務の全部又は一部を自ら行うことができる。</p> <p>3 原子力規制委員会が前項の規定により定期確認業務の全部又は一部を自ら行う場合における定期確認業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。</p>	<p>とする。</p> <p>2 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による設計認証業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の二第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により設計認証業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があるとき、設計認証業務の全部又は一部を自ら行うことができる。</p> <p>3 原子力規制委員会が前項の規定により設計認証業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計認証業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。</p>
---------------------------	--	--

六 施行令第二十四条による読替え関係（法第四十一条の二十による準用関係）【登録運搬方法確認機関】

（波線は法律の読替え規程による読替え箇所、一重線は政令の読替え規程による読替え箇所）

読 替 後 【法律】	読 替 前 【法律】
<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 国土交通大臣は、第四十一条の十九の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 「準用せず」</p> <p>2 第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録は、登録運搬方法確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 登録を受けた者が行う第四十一条の十九に規定する運搬方法確認業務（以下単に「運搬方法確認業務」という。）の内容</p> <p>四 登録を受けた者が運搬方法確認業務を行う事業所の所在地</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 「略」</p> <p>2 第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 登録を受けた者が行う設計認証業務の内容</p> <p>四 登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項</p>

(登録の更新)

第四十一条の二 第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十一条の十九の二並びに第四十一条の二十において準用する第四十条及び前条第二項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(運搬方法確認の義務等)

第四十一条の三 登録運搬方法確認機関は、運搬方法確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、運搬方法確認を行わなければならない。

2 登録運搬方法確認機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める方法により運搬方法確認を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録運搬方法確認機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(運搬方法確認業務規程)

(登録の更新)

第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(設計認証等のための審査の義務等)

第四十一条の三 設計認証機関は、設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行わなければならない。

2 設計認証機関は、公正に、かつ、第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会規則で定める方法により設計認証等のための審査を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 設計認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(設計認証業務規程)

第四十一条の五 登録運搬方法確認機関は、運搬方法確認業務に関する規程（以下「運搬方法確認業務規程」という。）を定め、運搬方法確認業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運搬方法確認業務規程には、運搬方法確認業務の実施方法、運搬方法確認の信頼性を確保するための措置、運搬方法確認に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした運搬方法確認業務規程が運搬方法確認の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録運搬方法確認機関に対し、その運搬方法確認業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第四十一条の六 登録運搬方法確認機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、運搬方法確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十一条の七 登録運搬方法確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並び

第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程（以下「設計認証業務規程」という。）を定め、設計認証業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第四十一条の六 登録認証機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十一条の七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報

に事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録運搬方法確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録運搬方法確認機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（運搬方法確認員等）

告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を原子力規制委員会規則で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて原子力規制委員会規則で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（設計認証員等）

第四十一条の八 登録運搬方法確認機関は、運搬方法確認員又は主任運搬方法確認員（以下「運搬方法確認員等」という。）を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、運搬方法確認員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは運搬方法確認業務規程に違反する行為をしたとき、又は運搬方法確認業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録運搬方法確認機関に対し、当該運搬方法確認員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により運搬方法確認員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、運搬方法確認員等となることができない。

（秘密保持義務等）

第四十一条の九 登録運搬方法確認機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（運搬方法確認員を含む。同項において同じ。）又はこれらの者であつた者は、運搬方法確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 運搬方法確認業務に従事する登録運搬方法確認機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四十一条の八 設計認証機関は、設計認証員又は主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、設計認証員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは設計認証業務規程に違反する行為をしたとき、又は設計認証業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録認証機関に対し、当該設計認証員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。

（秘密保持義務等）

第四十一条の九 設計認証機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（設計認証員を含む。同項において同じ。）又はこれらの者であつた者は、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 設計認証業務に従事する登録認証機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十一条の十 国土交通大臣は、登録運搬方法確認機関が第四十一条の九の二各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録運搬方法確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十一 国土交通大臣は、登録運搬方法確認機関が第四十一条の三の規定に違反していると認めるときは、その登録運搬方法確認機関に対し、同条の規定に従つて運搬方法確認業務を行うべきこと又は運搬方法確認の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十一条の十二 国土交通大臣は、登録運搬方法確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて運搬方法確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十条第一号又は第二号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた運搬方法確認業務規

(適合命令)

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条の三の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定に従つて設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程に

程によらないで運搬方法確認を行ったとき。

四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録運搬方法確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、運搬方法確認業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(国土交通大臣による運搬方法確認業務の実施)

第四十一条の十四 国土交通大臣は、第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録をしたときは、当該登録運搬方法確認機関が行う運搬方法確認を行わないものとする。

2 国土交通大臣は、第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による運搬方法確認業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録を取り消し、又は登録運搬方法確認機関に対し運搬方法確認業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録運搬方法確認機関が天災その他の事由により運搬方

よらないで設計認証等のための審査を行ったとき。

四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 設計認証機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、設計認証業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による設計認証業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録をしたときは、当該設計認証機関が行う設計認証等のための審査を行わないものとする。

2 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による設計認証業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の二第一項の登録を取り消し、又は設計認証機関に対し設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、設計認証機関が天災その他の事由により設計認証業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要

法確認業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、運搬方法確認業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 国土交通大臣が前項の規定により運搬方法確認業務の全部又は一部を自ら行う場合における運搬方法確認業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

があるとき認めるときは、設計証業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により設計証業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計証業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

備考 表中の「」の記載は注記である。

七 施行令第二十五条による読替え関係（法第四十一条の二十二による準用関係）【登録運搬物確認機関】

（波線は法律の読替え規程による読替え箇所、一重線は政令の読替え規程による読替え箇所）

<p>読 替 後 【法律】</p>	<p>読 替 前 【法律】</p>
<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、第四十一条の二十一の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしなければならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 「準用せず」</p> <p>2 第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録は、登録運搬物確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 登録を受けた者が行う第四十一条の二十一に規定する運搬物確認業務（以下単に「運搬物確認業務」という。）の内容</p> <p>四 登録を受けた者が運搬物確認業務を行う事業所の所在地</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしなければならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 「略」</p> <p>2 第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 登録を受けた者が行う設計認証業務の内容</p> <p>四 登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項</p>

(登録の更新)

第四十一条の二 第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十一条の二十一の二並びに第四十一条の二十二において準用する第四十条及び前条第二項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(運搬物確認の義務等)

第四十一条の三 登録運搬物確認機関は、運搬物確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、運搬物確認を行わなければならない。

2 登録運搬物確認機関は、公正に、かつ、原子力規制委員会規則で定める方法により運搬物確認を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録運搬物確認機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(運搬物確認業務規程)

(登録の更新)

第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(設計認証等のための審査の義務等)

第四十一条の三 設計認証機関は、設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行わなければならない。

2 設計認証機関は、公正に、かつ、第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会規則で定める方法により設計認証等のための審査を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 設計認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(設計認証業務規程)

第四十一条の五 登録運搬物確認機関は、運搬物確認業務に関する規程（以下「運搬物確認業務規程」という。）を定め、運搬物確認業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運搬物確認業務規程には、運搬物確認業務の実施方法、運搬物確認の信頼性を確保するための措置、運搬物確認に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした運搬物確認業務規程が運搬物確認の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録運搬物確認機関に対し、その運搬物確認業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第四十一条の六 登録運搬物確認機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、運搬物確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十一条の七 登録運搬物確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに

第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程（以下「設計認証業務規程」という。）を定め、設計認証業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第四十一条の六 登録認証機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十一条の七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報

事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録運搬物確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録運搬物確認機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〇四略」

（運搬物確認員等）

第四十一条の八 登録運搬物確認機関は、運搬物確認員又は主任運搬物確認員（以下「運搬物確認員等」という。）を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、運搬物確認員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは運搬物確認業務規程に違反する行為をしたとき、又は運搬物確認業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、登録運搬物確認機関に対し、当該運搬物確認員等の解任を命ずることができる。

告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録設計証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録設計証機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〇四略」

（設計証員等）

第四十一条の八 登録設計証機関は、設計証員又は主任設計証員（以下「設計証員等」という。）を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、設計証員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは設計証業務規程に違反する行為をしたとき、又は設計証業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、登録設計証機関に対し、当該設計証員等の解任を命ずることができる。

る。

3 前項の規定による命令により運搬物確認員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、運搬物確認員等となることができない。

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録運搬物確認機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員(運搬物確認員を含む。同項において同じ。)(又はこれらの者であつた者は、運搬物確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 運搬物確認業務に従事する登録運搬物確認機関又はその職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録運搬物確認機関が第四十一条の二十一の二各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録運搬物確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録運搬物確認機関が第四十一条

3 前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録認証機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員(設計認証員を含む。同項において同じ。)(又はこれらの者であつた者は、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 設計認証業務に従事する登録認証機関又はその職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条の三の

の三の規定に違反していると認めるときは、その登録運搬物確認機関に対し、同条の規定に従つて運搬物確認業務を行うべきこと又は運搬物確認の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録運搬物確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて運搬物確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた運搬物確認業務規程によらないで運搬物確認を行つたとき。
- 四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録運搬物確認機関は、原子力規制委員会規則で定める

規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定に従つて設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程によらないで設計認証等のための審査を行つたとき。
- 四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録認証機関は、原子力規制委員会規則で定めるところ

ところにより、帳簿を備え、運搬物確認業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による運搬物確認業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録をしたときは、当該登録運搬物確認機関が行う運搬物確認を行わないものとする。

2 原子力規制委員会は、第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による運搬物確認業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録を取り消し、又は登録運搬物確認機関に対し運搬物確認業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録運搬物確認機関が天災その他の事由により運搬物確認業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があるとき、運搬物確認業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により運搬物確認業務の全部又は一部を自ら行う場合における運搬物確認業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

により、帳簿を備え、設計認証業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による設計認証業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録をしたときは、当該登録認証機関が行う設計認証等のための審査を行わないものとする。

2 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による設計認証業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の二第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により設計認証業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があるとき、設計認証業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により設計認証業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計認証業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（波線は法律の読替え規程による読替え箇所、一重線は政令の読替え規程による読替え箇所）

読 替 後 【法律】	読 替 前 【法律】
<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、第四十一条の二十三の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 原子力規制委員会は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。</p> <p>一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する埋設確認員が埋設確認を行い、その人数が三名以上であること。</p> <p>「イ～二 略」</p> <p>二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任埋設確認員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が埋設確認の管理を行うものであること。</p> <p>イ 埋設確認員の業務に五年以上従事した経験を有する者</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 原子力規制委員会は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。</p> <p>一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査を行い、その人数が三名以上であること。</p> <p>「イ～二 略」</p> <p>二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任設計認証員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が設計認証等のための審査の管理を行うものであること。</p> <p>イ 設計認証員の業務に五年以上従事した経験を有する者</p>

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、別表第四に掲げる者（以下この号において「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

「イ」ハ 略

四 「略」

2 第十九条の二第二項の登録は、登録埋設確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

三 登録を受けた者が行う第四十一条の二十二に規定する埋設確認業務（以下単に「埋設確認業務」という。）の内容

四 登録を受けた者が埋設確認業務を行う事業所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

（登録の更新）

第四十一条の二 第十九条の二第二項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつ

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、別表第一に掲げる者（以下この号において「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

「イ」ハ 略

四 「略」

2 第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

三 登録を受けた者が行う設計認証業務の内容

四 登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

（登録の更新）

第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつ

て、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(埋設確認の義務等)

第四十一条の三 登録埋設確認機関は、埋設確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、埋設確認を行わなければならない。

2 登録埋設確認機関は、公正に、かつ、原子力規制委員会規則で定める方法により埋設確認を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録埋設確認機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(埋設確認業務規程)

第四十一条の五 登録埋設確認機関は、埋設確認業務に関する規程（以下「埋設確認業務規程」という。）を定め、埋設確認業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

て、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(設計認証等のための審査の義務等)

第四十一条の三 登録認証機関は、設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行わなければならない。

2 登録認証機関は、公正に、かつ、第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会規則で定める方法により設計認証等のための審査を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(設計認証業務規程)

第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程（以下「設計認証業務規程」という。）を定め、設計認証業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 埋設確認業務規程には、埋設確認業務の実施方法、埋設確認の信頼性を確保するための措置、埋設確認に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした埋設確認業務規程が埋設確認の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録埋設確認機関に対し、その埋設確認業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録埋設確認機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、埋設確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録埋設確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。)を作成し、原子力

2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録設計認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録設計認証機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録設計認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。)を作成し、原子力規制

規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録埋設確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録埋設確認機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〇四略」

(埋設確認員等)

第四十一条の八 登録埋設確認機関は、埋設確認員又は主任埋設確認員(以下「埋設確認員等」という。)を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、埋設確認員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは埋設確認業務規程に違反する行為をしたとき、又は埋設確認業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録埋設確認機関に対し、当該埋設確認員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により埋設確認員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、埋設確認員等となることができない。

(秘密保持義務等)

委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録設計証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録設計証機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〇四略」

(設計証員等)

第四十一条の八 登録設計証機関は、設計証員又は主任設計証員(以下「設計証員等」という。)を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、設計証員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは設計証業務規程に違反する行為をしたとき、又は設計証業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録設計証機関に対し、当該設計証員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により設計証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計証員等となることができない。

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録埋設確認機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（埋設確認員を含む。同項において同じ。）又はこれらの者であつた者は、埋設確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 埋設確認業務に従事する登録埋設確認機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録埋設確認機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録埋設確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録埋設確認機関が第四十一条の三の規定に違反しているとき、その登録埋設確認機関に対し、同条の規定に従つて埋設確認業務を行うべきこと又は埋設確認の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十一条の九 登録認証機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（設計認証員を含む。同項において同じ。）又はこれらの者であつた者は、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 設計認証業務に従事する登録認証機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条の三の規定に違反しているとき、その登録認証機関に対し、同条の規定に従つて設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録埋設確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて埋設確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた埋設確認業務規程によらないで埋設確認を行ったとき。
- 四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録埋設確認機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、埋設確認業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による埋設確認業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第十九条の二第二項の登録をしたときは、当該登録埋設確認機関が行う埋設確認を行わないものとする。

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程によらないで設計認証等のための審査を行ったとき。
- 四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録認証機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、設計認証業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による設計認証業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録をしたときは、当該登録認証機関が行う設計認証等のための審査を行わないものとする。

<p>2 原子力規制委員会は、第十九条の二第二項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による埋設確認業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十九条の二第二項の登録を取り消し、又は登録埋設確認機関に対し埋設確認業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録埋設確認機関が天災その他の事由により埋設確認業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、埋設確認業務の全部又は一部を自ら行うことができる。</p> <p>3 原子力規制委員会が前項の規定により埋設確認業務の全部又は一部を自ら行う場合における埋設確認業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。</p>	<p>とする。</p> <p>2 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による設計認証業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の二第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により設計認証業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、設計認証業務の全部又は一部を自ら行うことができる。</p> <p>3 原子力規制委員会が前項の規定により設計認証業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計認証業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

九 施行令第二十六条の二による読替え関係（法第四十一条の二十六による準用関係）【登録濃度確認機関】

（波線は法律の読替え規程による読替え箇所、一重線は政令の読替え規程による読替え箇所）

読 替 後 【法律】	読 替 前 【法律】
<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、第四十一条の二十五の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 原子力規制委員会は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要となる手続は、原子力規制委員会規則で定める。</p> <p>一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する濃度確認員が濃度確認を行い、その人数が三名以上であること。</p> <p>「イ～二 略」</p> <p>二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任濃度確認員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が濃度確認の管理を行うものであること。</p> <p>イ 濃度確認員の業務に五年以上従事した経験を有する者</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 原子力規制委員会は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要となる手続は、原子力規制委員会規則で定める。</p> <p>一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査を行い、その人数が三名以上であること。</p> <p>「イ～二 略」</p> <p>二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任設計認証員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が設計認証等のための審査の管理を行うものであること。</p> <p>イ 設計認証員の業務に五年以上従事した経験を有する者</p>

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、別表第五に掲げる者（以下この号において「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

「イハ 略」

四 「略」

2 第三十三条の三第一項の登録は、登録濃度確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

三 登録を受けた者が行う第四十一条の二十五に規定する濃度確認業務（以下単に「濃度確認業務」という。）の内容

四 登録を受けた者が濃度確認業務を行う事業所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

（登録の更新）

第四十一条の二 第三十三条の三第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によ

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、別表第一に掲げる者（以下この号において「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

「イハ 略」

四 「略」

2 第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

三 登録を受けた者が行う設計認証業務の内容

四 登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

（登録の更新）

第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつ

つて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(濃度確認の義務等)

第四十一条の三 登録濃度確認機関は、濃度確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、濃度確認を行わなければならない。

2 登録濃度確認機関は、公正に、かつ、原子力規制委員会規則で定める方法により濃度確認を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録濃度確認機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(濃度確認業務規程)

第四十一条の五 登録濃度確認機関は、濃度確認業務に関する規程（以下「濃度確認業務規程」という。）を定め、濃度確認業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

て、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(設計認証等のための審査の義務等)

第四十一条の三 登録認証機関は、設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行わなければならない。

2 登録認証機関は、公正に、かつ、第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会規則で定める方法により設計認証等のための審査を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(設計認証業務規程)

第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程（以下「設計認証業務規程」という。）を定め、設計認証業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 濃度確認業務規程には、濃度確認業務の実施方法、濃度確認の信頼性を確保するための措置、濃度確認に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした濃度確認業務規程が濃度確認の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録濃度確認機関に対し、その濃度確認業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録濃度確認機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、濃度確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録濃度確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。

2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録設計認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録設計認証機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録設計認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項

次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録濃度確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録濃度確認機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〜四略」

(濃度確認員等)

第四十一条の八 登録濃度確認機関は、濃度確認員又は主任濃度確認員（以下「濃度確認員等」という。）を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、濃度確認員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは濃度確認業務規程に違反する行為をしたとき、又は濃度確認業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録濃度確認機関に対し、当該濃度確認員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により濃度確認員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、濃度確認員等となることができない。

及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〜四略」

(設計認証員等)

第四十一条の八 登録認証機関は、設計認証員又は主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、設計認証員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは設計認証業務規程に違反する行為をしたとき、又は設計認証業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録認証機関に対し、当該設計認証員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録濃度確認機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)(若しくはその職員(濃度確認員を含む。同項において同じ。)(又はこれらの者であつた者は、濃度確認業務)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 濃度確認業務に従事する登録濃度確認機関又はその職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録濃度確認機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録濃度確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録濃度確認機関が第四十一条の三の規定に違反していると認めるときは、その登録濃度確認機関に対し、同条の規定に従つて濃度確認業務を行うべきこと又は濃度確認の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録認証機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)(若しくはその職員(設計認証員を含む。同項において同じ。)(又はこれらの者であつた者は、設計認証業務)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 設計認証業務に従事する登録認証機関又はその職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条の三の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定に従つて設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録濃度確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて濃度確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた濃度確認業務規程によらないで濃度確認を行ったとき。

四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録濃度確認機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、濃度確認業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による濃度確認業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第三十三条の三第一項の登録をし

(登録の取消し等)

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程によらないで設計認証等のための審査を行ったとき。

四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録認証機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、設計認証業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による設計認証業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録をした

たときは、当該登録濃度確認機関が行う濃度確認を行わないものとする。

2 原子力規制委員会は、第三十三条の三第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による濃度確認業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第三十三条の三第一項の登録を取り消し、又は登録濃度確認機関に対し濃度確認業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録濃度確認機関が天災その他の事由により濃度確認業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、濃度確認業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により濃度確認業務の全部又は一部を自ら行う場合における濃度確認業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

ときは、当該登録認証機関が行う設計認証等のための審査を行わないものとする。

2 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による設計認証業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の二第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により設計認証業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、設計認証業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により設計認証業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計認証業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

備考 表中の「」の記載は注記である。

十 施行令第二十七条による読替え関係（法第四十一条の三十による準用関係）【登録試験機関】

（波線は法律の読替え規程による読替え箇所、一重線は政令の読替え規程による読替え箇所）

読 替 後 【法律】	読 替 前 【法律】
<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、<u>第四十一条の二十七の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）</u>が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしなければならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 「準用せず」</p> <p>2 <u>第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 一 登録年月日及び登録番号 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所 三 登録を受けた者が行う<u>第四十一条の二十七に規定する試験業務</u>（以下単に「<u>試験業務</u>」という。）の内容 四 登録を受けた者が<u>試験業務</u>を行う事業所の所在地 五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項 	<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、<u>前条の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）</u>が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしなければならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 「略」</p> <p>2 <u>第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 一 登録年月日及び登録番号 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所 三 登録を受けた者が行う<u>設計認証業務</u>の内容 四 登録を受けた者が<u>設計認証業務</u>を行う事業所の所在地 五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

(登録の更新)

第四十一条の二 第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十一条の二十八並びに第四十一条の三十において準用する第四十条及び前条第二項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録試験機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(試験業務規程)

第四十一条の五 登録試験機関は、試験業務に関する規程(以下「試験業務規程」という。)を定め、試験業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、試験業務の実施方法、試験の信頼性を確保するための措置、試験に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

(登録の更新)

第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(設計認証業務規程)

第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程(以下「設計認証業務規程」という。)を定め、設計認証業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録試験機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。)を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録認証機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。)を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登

録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〇四略」

(試験委員)

第四十一条の八 登録試験機関は、試験委員を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為

をしたとき、又は試験業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該試験委員の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、試験委員となることができない。

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録試験機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)(若しくはその職員(試験委員を含む。同項において同じ。))又はこれらの者であつた者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〇四略」

(設計認証員等)

第四十一条の八 登録認証機関は、設計認証員又は主任設計認証員(以下「設計認証員等」という。)(を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、設計認証員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは設計認証業務規程に違反する行為をしたとき、又は設計認証業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、登録認証機関に対し、当該設計認証員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録認証機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)(若しくはその職員(設計認証員を含む。同項において同じ。))又はこれらの者であつた者は、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験業務に従事する登録試験機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録試験機関が第四十一条の二十八各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録試験機関が第四十一条の二十九の規定に違反していると認めるときは、その登録試験機関に対し、同条の規定に従つて試験業務を行うべきこと又は試験の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一号又は第二号に該当するに至つたとき。

2 設計認証業務に従事する登録認証機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条の三の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定に従つて設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一号又は第二号に該当するに至つたとき。

二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた試験業務規程によらないで試験を行ったとき。

四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録試験機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、試験業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による試験業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録をしたときは、当該登録試験機関が行う試験を行わないものとする。

2 原子力規制委員会は、第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による試験業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第三

二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程によらないで設計認証等のための審査を行ったとき。

四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録認証機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、設計認証業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による設計認証業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録をしたときは、当該登録認証機関が行う設計認証等のための審査を行わないものとする。

2 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による設計認証業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の二第一

十五條第二項の登録試験機関に係る登録を取り消し、又は登録試験機関に対し試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録試験機関が天災その他の事由により試験業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、試験業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により試験業務の全部又は一部を自ら行う場合における試験業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により設計認証業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、設計認証業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により設計認証業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計認証業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

備考 表中の「」の記載は注記である。

十一 施行令第二十八条による読替え関係（法第四十一条の三十四による準用関係）【登録資格講習機関】

（波線は法律の読替え規程による読替え箇所、一重線は政令の読替え規程による読替え箇所）

読 替 後 【法律】	読 替 前 【法律】
<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、<u>第四十一条の三十一の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）</u>が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしなければならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 「準用せず」</p> <p>2 <u>第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録は、登録資格講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 一 登録年月日及び登録番号 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所 三 登録を受けた者が行う<u>第四十一条の三十一に規定する資格講習業務（以下単に「資格講習業務」という。）</u>の内容 四 登録を受けた者が<u>資格講習業務</u>を行う事業所の所在地 五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項 	<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、<u>前条の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）</u>が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしなければならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 「略」</p> <p>2 <u>第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 一 登録年月日及び登録番号 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所 三 登録を受けた者が行う<u>設計認証業務</u>の内容 四 登録を受けた者が<u>設計認証業務</u>を行う事業所の所在地 五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

(登録の更新)

第四十一条の二 第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十一条の三十二並びに第四十一条の三十四において準用する第四十条及び前条第二項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録資格講習機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(資格講習業務規程)

第四十一条の五 登録資格講習機関は、資格講習業務に関する規程(以下「資格講習業務規程」という。)を定め、資格講習業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 資格講習業務規程には、資格講習業務の実施方法、資格講習の信頼性を確保するための措置、資格講習に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

(登録の更新)

第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(設計認証業務規程)

第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程(以下「設計認証業務規程」という。)を定め、設計認証業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした資格講習業務規程が資格講習の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、登録資格講習機関に対し、その資格講習業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録資格講習機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、資格講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録資格講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。)を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録資格講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、登録設計認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録設計認証機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録設計認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。)を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録設計認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登

登録資格講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〇四略」

(講師)

第四十一条の八 登録資格講習機関は、講師を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、講師が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは資格講習業務規程に違反する行為をしたとき、又は資格講習業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、登録資格講習機関に対し、講師の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により講師の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、講師となることができない。

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録資格講習機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)(若しくはその職員)(講師を含む。同項において同じ。)(又はこれらの者であつた者は、資格講習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

設計認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〇四略」

(設計認証員等)

第四十一条の八 登録認証機関は、設計認証員又は主任設計認証員(以下「設計認証員等」という。)(を選任したときは、その日から十五日以内に、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、設計認証員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは設計認証業務規程に違反する行為をしたとき、又は設計認証業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、登録認証機関に対し、当該設計認証員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録認証機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)(若しくはその職員)(設計認証員を含む。同項において同じ。)(又はこれらの者であつた者は、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 資格講習業務に従事する登録資格講習機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録資格講習機関が第四十一条の三十二各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録資格講習機関が第四十一条の三十三の規定に違反しているとき、その登録資格講習機関に対し、同条の規定に従つて資格講習業務を行うべきこと又は資格講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録資格講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて資格講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一号又は第二号に該当するに至つたとき。

2 設計認証業務に従事する登録認証機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条の規定に違反しているとき、その登録認証機関に対し、同条の規定に従つて設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一号又は第二号に該当するに至つたとき。

二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた資格講習業務規程によらないで資格講習を行つたとき。

四 第四十一条の四十において準用する第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録資格講習機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、資格講習業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による資格講習業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録をしたときは、当該登録資格講習機関が行う資格講習を行わないものとする。

2 原子力規制委員会は、第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による資格講習業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定に

二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程によらないで設計認証等のための審査を行つたとき。

四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録認証機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、設計認証業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による設計認証業務の実施)

第四十一条の十四 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録をしたときは、当該登録認証機関が行う設計認証等のための審査を行わないものとする。

2 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による設計認証業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の二第一

より第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録を取り消し、又は登録資格講習機関に対し資格講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録資格講習機関が天災その他の事由により資格講習業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、資格講習業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により資格講習業務の全部又は一部を自ら行う場合における資格講習業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により設計認証業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、設計認証業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により設計認証業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計認証業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

備考 表中の「」の記載は注記である。

十二 施行令第二十九条による読替え関係（法第四十一条の四十による準用関係）【登録放射線取扱主任者定期講習機関】

（波線は法律の読替え規程による読替え箇所、一重線は政令の読替え規程による読替え箇所）

読 替 後 【法律】	読 替 前 【法律】
<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、<u>第四十一条の三十五の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）</u>が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 「準用せず」</p> <p>2 <u>第三十六条の二第一項の登録は、登録放射線取扱主任者定期講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</u></p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 登録を受けた者が行う<u>第四十一条の三十五に規定する放射線取扱主任者定期講習業務（以下単に「放射線取扱主任者定期講習業務」という。）</u>の内容</p> <p>四 登録を受けた者が放射線取扱主任者定期講習業務を行う事業所の所在地</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、<u>前条の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）</u>が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 「略」</p> <p>2 <u>第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</u></p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 登録を受けた者が行う<u>設計認証業務の内容</u></p> <p>四 登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地</p>

五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

(登録の更新)

第四十一条の二 第三十六条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十一条の三十六並びに第四十一条の四十において準用する第四十条及び前条第二項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

(登録の更新)

第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条におい

う。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録放射線取扱主任者定期講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録放射線取扱主任者定期講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〜四 略」

（適合命令）

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録放射線取扱主任者定期講習機関が第四十一条の三十六各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録放射線取扱主任者定期講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録放射線取扱主任者定期講習機関が第四十一条の三十七の規定に違反しているとき、その登録放射線取扱主任者定期講習機関に対し、同条の規定に従つて放射線取扱主任者定期講習業務を行うべきこと又は放射線取扱主任者定期講習の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることが

て同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

「一〜四 略」

（適合命令）

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条の三の規定に違反しているとき、その登録認証機関に対し、同条の規定に従つて設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることが

できる。

(登録の取消し等)

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録放射線取扱主任者定期講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて放射線取扱主任者定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十一条の三十九又は第四十一条の四十において準用する第四十一条の四、第四十一条の七第一項若しくは次条の規定に違反したとき。
- 三 第四十一条の三十八第一項の規定により届け出た同項に規定する放射線取扱主任者定期講習業務規程によらないで放射線取扱主任者定期講習を行ったとき。
- 四 第四十一条の四十において準用する第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、放射線取扱主任者定期講習業

(登録の取消し等)

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程によらないで設計認証等のための審査を行ったとき。
- 四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録認証機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、設計認証業務に関し原子力規制委員会規則で定める

務)に^レ関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しな^レければならない。

(原子力規制委員会による放射線取扱主任者定期講習業務の実施)
第四十一条の十四 「準用せず」

2 原子力規制委員会は、第三十六条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の三十九の規定による放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十一条の十二の規定により第三十六条の二第一項の登録を取り消し、又は登録放射線取扱主任者定期講習機関に対し放射線取扱主任者定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録放射線取扱主任者定期講習機関が天災その他の事由により放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があるときは、放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により放射線取扱主任者定期講習業務の全部又は一部を自ら行う場合における放射線取扱主任者定期講習業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

事項を記載し、これを保存しな^レければならない。

(原子力規制委員会による設計認証業務の実施)
第四十一条の十四 「略」

2 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による設計認証業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の二第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により設計認証業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があるときは、設計認証業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により設計認証業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計認証業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

備考 表中の「」の記載は注記である。

十三 施行令第二十九条の二による読替え関係（法第四十一条の四十六による準用関係）【登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関】

（波線は法律の読替え規程による読替え箇所、一重線は政令の読替え規程による読替え箇所）

読 替 後 【法律】	読 替 前 【法律】
<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、<u>第四十一条の四十一の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）</u>が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 「準用せず」</p> <p>2 <u>第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項の登録は、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</u></p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 登録を受けた者が行う<u>第四十一条の四十一に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務</u>（以下単に「<u>特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務</u>」<u>という。</u>）の内容</p> <p>四 登録を受けた者が<u>特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務</u>を行う</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四十条 原子力規制委員会は、<u>前条の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）</u>が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</p> <p>「一～三 略」</p> <p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 「略」</p> <p>2 <u>第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</u></p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 登録を受けた者が行う<u>設計認証業務</u>の内容</p> <p>四 登録を受けた者が<u>設計認証業務</u>を行う事業所の所在地</p>

事業所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

(登録の更新)

第四十一条の二 第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 第四十一条の四十二並びに第四十一条の四十六において準用する第四十条及び前条第二項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録)電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ

五 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会規則で定める事項

(登録の更新)

第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の四 登録認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録)電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条におい

れるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

【一～四 略】

(適合命令)

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が第四十一条の四十二各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が第四十一条の四十三の規定に違反していると認めるときは、その登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に対し、同条の規定に従つて特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務を行うべきこと

て同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、原子力規制委員会に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

【一～四 略】

(適合命令)

第四十一条の十 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十一 原子力規制委員会は、登録認証機関が第四十一条の三の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定に従つて設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずること

又は第四十一条の四十一に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十一条の四十五又は第四十一条の四十六において準用する第四十一条の四、第四十一条の七第一項若しくは次条の規定に違反したとき。

三 第四十一条の四十四第一項の規定により届け出た同項に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程によらないで第四十一条の四十一に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習を行ったとき。

四 第四十一条の四十六において準用する第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

とができる。

(登録の取消し等)

第四十一条の十二 原子力規制委員会は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程によらないで設計認証等のための審査を行ったとき。

四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の実施)

第四十一条の十四 「準用せず」

2 原子力規制委員会は、第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の四十五の規定による特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十一条の十二の規定により第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項の登録を取り消し、又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に対し特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が天災その他の事由により特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の全部又は一部を自ら行う場合における特定放射性同位元素防

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録認証機関は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、設計認証業務に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(原子力規制委員会による設計認証業務の実施)

第四十一条の十四 「略」

2 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による設計認証業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の二第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により設計認証業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、設計認証業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 原子力規制委員会が前項の規定により設計認証業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計認証業務の引継ぎその他の必要な事項については

「管理者定期講習業務の引継ぎ」その他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

、原子力規制委員会規則で定める。

備考 表中の「」の記載は注記である。